

船舶事故調査報告書

平成27年8月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年4月25日 12時05分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市北福浦漁港 <small>しょうのしま</small> 庄ノ島灯台から真方位336° 1,340m付近 （概位 北緯33°08.28′ 東経132°26.17′）
事故調査の経過	平成26年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <small>しげひろ</small> 茂洋丸、3.5トン EH3-84771（漁船登録番号）、個人所有 9.47m (Lr) × 2.78m × 1.12m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、平成2年7月17日 B 漁船 <small>せいほう</small> 晟宝丸、0.9トン EH3-83662（漁船登録番号）、個人所有 6.88m (Lr) × 1.87m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和57年
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年6月6日 免許証交付日 平成23年7月6日 （平成29年6月5日まで有効） B 船長B 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年6月6日 免許証交付日 平成21年10月30日 （平成26年11月20日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷後部外板に破口及び主機等に濡損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、北福浦漁港内に設置された養殖いけすでの餌やり作業を終え、係留場所に戻るため、北福浦漁港の消

	<p>波防波堤（以下「本件防波堤」という。）に沿ってその北方約20m沖を約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進した。</p> <p>船長Aは、本件防波堤西端付近に差し掛かり、昼時に養殖いけすに向けて入航して来る船はいないと思い、少しでも早く帰ろうと、約20knの速力に増速しながら右転し、本件防波堤西端を約10m離す態勢で出航しようとしていたところ、本件防波堤西端の南側から現れたB船を認めた。</p> <p>A船は、船長AがB船との衝突を避けようと主機を後進一杯にしたものの、本件防波堤西端北方沖において、平成26年4月25日12時05分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船尾部付近とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件防波堤の北方に設置された養殖いけすに向かうため、本件防波堤の南方沖を約17knの速力で北西進した。</p> <p>B船は、船長Bが、日頃から本件防波堤西端付近から出航して来る船を見掛けなかったため、同防波堤付近から出航して来る船はいないと思い、養殖いけすに最短距離で行けるよう右転して本件防波堤西端を約5m離す態勢で入航していたところ、本件防波堤西端を通過した辺りで、右舷船首方にA船を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、割れた外板に右足を挟まれ、B船がA船にえい航されて北福浦漁港に入港した後、救急車で病院へ搬送され、1週間の入院及び通院加療を要する右大腿打撲傷並びに左下腿打撲傷と診断された。（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び船長Bは、本事故当時、本件防波堤が海面上約3mの高さまであり、本件防波堤が障害物となって反対側の状況を確認することができなかった。</p> <p>船長Aは、養殖いけすから帰港する際、日頃、本件防波堤の西側を大回りして通過するようにしていたが、本事故当時、早く帰りたかったので、最短距離である本件防波堤沿いに航行していた。</p> <p>船長Bは、係留場所から養殖いけすに向かう際、日頃、本件防波堤西端から約30m離して通過していた。</p> <p>北福浦漁港は、港則法の適用されない港であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B あり</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、北福浦漁港を出航中、船長Aが、昼時に養殖いけすに向けて入航して来る船はいないと思い、少しでも早く帰ろうと、本件防波堤西端に接近して航行したことから、入航するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北福浦漁港へ入航中、船長Bが、日頃から本件防波堤西端付近から出航して来る船を見掛けなかったため、同防波堤付近から出航して来る船はいないと思い、本件防波堤西端に接近して航行したことから、出航するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長A及び船長Bは、潮汐が上げ潮の初期であり、潮位が低く、本件防波堤が障害物となって相手船に気付くのが遅れたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、北福浦漁港において、A船が出航中、B船が入航中、船長Aが、昼時に養殖いけすに向けて入航して来る船はいないと思い、少しでも早く帰ろうと、また、船長Bが、日頃から本件防波堤西端付近から出航して来る船を見掛けなかったため、同防波堤付近から出航して来る船はいないと思い、共に本件防波堤西端に接近して航行したため、相手船に気付くのが遅れ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港則法の適用されない港であっても、見通しの悪い防波堤突端を通過する際には、出会い頭に衝突する危険があるので、防波堤突端を右舷に見て航行するときは、できるだけ同突端に近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけ同突端に遠ざかって航行することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

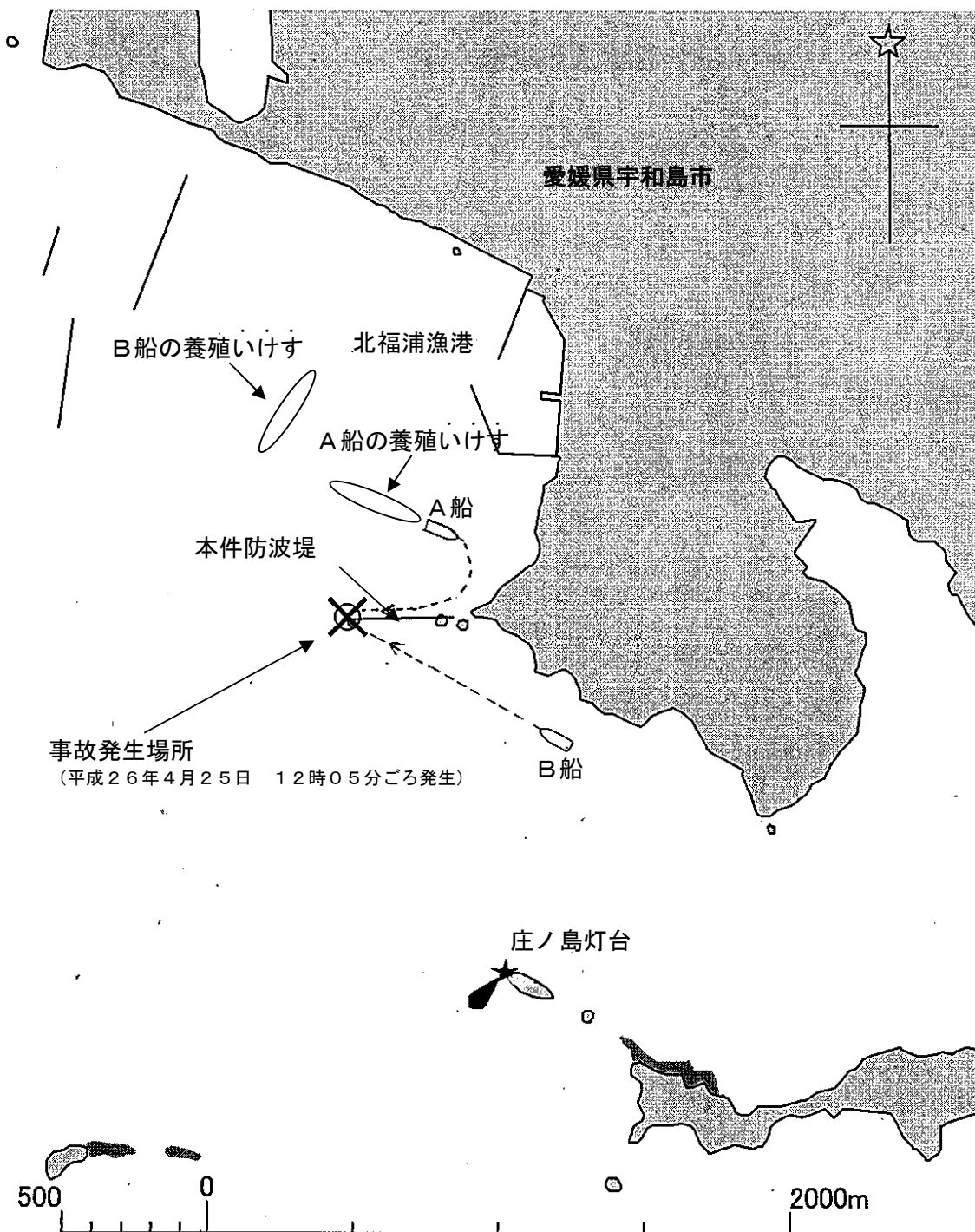


写真1 A船の損傷状況



損傷箇所

写真2 B船の損傷状況



損傷箇所